



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

目次 (*については県例規集掲載事項)

- 規則
 - *34 和歌山県財務規則の一部を改正する規則 (出納室)
 - *35 和歌山県会計職員に関する規則の一部を改正する規則 (")
- 教育委員会規則
 - *8 和歌山県教育委員会社会教育主事の派遣に関する規則を廃止する規則
 - *9 和歌山県教育委員会事務局等の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則
 - *10 和歌山県教育庁組織規則の一部を改正する規則
 - *11 和歌山県教育センター学びの丘規則の一部を改正する規則
 - *12 和歌山県教育委員会教職員倫理規則の一部を改正する規則
- 告示
 - 409 道路の区域変更 (道路保全課)
 - 410 道路の供用開始 (")
- 訓令
 - *25 和歌山県公印管理規程の一部を改正する訓令 (総務学事課)
 - *26 和歌山県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令 (人事課)
 - *27 和歌山県会計事務決裁規程の一部を改正する訓令 (出納室)
 - *28 和歌山県保管有価証券取扱規程の一部を改正する訓令 (")
- 会計管理者訓令
 - *1 和歌山県つり銭用資金取扱規程の一部を改正する訓令 (出納室)

規 則

和歌山県規則第34号

和歌山県財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年3月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県財務規則の一部を改正する規則
和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)の一部を次のように改正する。

第28条第1項第9号中「全日制及び定時制」を削る。

第36条第3号中「債権」の次に「又は納入義務」を加える。

第45条及び第46条中「出納室」を「会計課」に改める。

第50条中「時期等」を「時期、支出負担行為の範囲及び支出負担行為に必要な主な書類」に改める。

第59条第1項中第21号を第22号とし、第20号の次に次の1号を加える。

(21) 開催前日までに参加人数が確定しない行事、催し物等に係る損害保険料

第59条第2項第10号中「設置時」の次に「(次号において「警備体制発令時等」という。)」を加え、同項中第19号を第20号とし、第11号から第18号までを1号ずつ繰り下げ、第10号の次に次の1号を加える。

(11) 警備体制発令時等における、災害対策活動において即時払を要する消耗品費 毎3月分以内の予定額
別表第1の1の項中「男女共生社会推進センター」を「男女共同参画センター」に、「農業大学校 就農支援センター ふるさと定住センター」を「農業大学校」に改める。
別表第2及び別表第3を次のように改める。

別表第2 (第50条関係)

執行区分		支出負担行為として整理する時期	支出負担行為の範囲	支出負担行為に必要な主な書類
節	区分			
1	報酬	支出の決定をするとき。	支出しようとする額	
2	給料	支出の決定をするとき。	支出しようとする額	
3	職員手当等	手当の決定をするとき。	支出しようとする額	退職手当にあつては、手当の額を明らかにした書類
4	共済費	支出の決定をするとき。	支出しようとする額	
5	災害補償費	補償の決定をするとき。	補償を要する額	戸籍謄本又は戸籍

				抄本、本人の請求書の写し並びに病院等の請求書、領収書又は証明書及び算出基礎を明らかにした書類
6 恩給及び退職年金		支出の決定をするとき。	支出しようとする額	
7 賃金	地方公務員法(昭和25年法律第261号)第17条第3項ただし書及び同法第22条第2項に規定する職員に係るもの	支出の決定をするとき。	支出しようとする額	
	その他の賃金	雇入れのとき。	標準賃金と雇入れ人員との積算額	
8 報償費	単価契約によるもの	支出の決定をするとき。	支出しようとする額	
	物品の購入に係るもの	契約を締結するとき。	契約金額	見積書又は算出基礎を明らかにした書類及び契約書案
	講師又は参考人等に対する報償金のうち契約書の作成を省略し、又は請書を徴することを要しないもの	支出の決定をするとき。	支出しようとする額	
	その他の報償費	交付の決定をするとき又は契約を締結するとき。	交付を要する額又は契約金額	交付を明らかにした書類又は見積書若しくは算出基礎を明らかにした書類及び契約書案
9 旅費		支出の決定をするとき。	支出しようとする額	
10 交際費		交付の決定をするとき又は契約を締結するとき。	交付を要する額又は契約金額	交付を明らかにした書類又は見積書若しくは算出基礎を明らかにした書類及び契約書案
11 需用費	単価契約によるもの	支出の決定をするとき。	支出しようとする額	
	光熱水費、消耗品費(書籍類の購入及び複写機の消耗品の供給契約に係るものに限る。)及び修繕料(緊急に実施する必要がある小規模修繕料に限る。)のうち契約書の作成を省略し、又は請書を徴することを要しないもの	支出の決定をするとき。	支出しようとする額	
	その他の需用費	契約を締結するとき。	契約金額	見積書又は算出基

				礎を明らかにした書類及び契約書案
12 役務費	長期継続契約によるもの(電信電話料を除く。)	契約を締結するとき(契約を締結した会計年度の翌年度以降においては、会計年度の初日)。	当該会計年度の額	契約書の写し
	単価契約によるもの	支出の決定をするとき。	支出しようとする額	
	通信運搬費(電信電話料、料金後納郵便料及び運賃先払いによる運搬料に限る。)、保管料(到着荷物の保管料に限る。)及び手数料(公共事業に係る不動産鑑定評価の報酬に限る。)	支出の決定をするとき。	支出しようとする額	
	その他の役務費	交付の決定をするとき、申込みをするとき又は契約の締結をするとき。	交付を要する額、申込金額又は契約金額	交付を明らかにした書類、申込書案又は見積書若しくは算出基礎を明らかにした書類及び契約書案
13 委託料	長期継続契約によるもの	契約を締結するとき(契約を締結した会計年度の翌年度以降においては、会計年度の初日)。	当該会計年度の額	契約書の写し
	単価契約によるもの	支出の決定をするとき。	支出しようとする額	
	犯罪被害者、留置人の医療費及び結核医療費委託	支出の決定をするとき。	支出しようとする額	
	その他の委託料	契約を締結するとき。	契約金額	見積書又は算出基礎を明らかにした書類及び契約書案
14 使用料及び賃借料	長期継続契約によるもの	契約を締結するとき。(契約を締結した会計年度の翌年度以降においては、会計年度の初日)	当該会計年度の額	契約書の写し
	単価契約によるもの	支出の決定をするとき。	支出しようとする額	
	テレビ聴視料、タクシー乗車券及び有料道路使用料並びに会場使用料(付随する経費を含む。)のうち契約書の作成を省略し、又は請書を徴することを要しないもの			
	その他の使用料及び賃借料	契約を締結するとき。	契約金額	見積書又は算出基礎を明らかにした書類及び契約書案

15 工事請負費	単価契約によるもの	支出の決定をするとき。	支出しようとする額	
	その他の工事請負費	契約を締結するとき。	契約金額	起工伺、指名伺、設計書、見積結果表、契約書案その他必要な書類
16 原材料費	単価契約によるもの	支出の決定をするとき。	支出しようとする額	
	その他の原材料費	契約を締結するとき。	契約金額	見積書又は算出基礎を明らかにした書類及び契約書案
17 公有財産購入費		契約を締結するとき。	契約金額	見積書、契約書案その他内容を明らかにした書類
18 備品購入費		契約を締結するとき。	契約金額	見積書及び契約書案
19 負担金、補助及び交付金	交付決定を要する負担金	交付の決定をするとき。	交付を要する額	申請書、交付決定通知書の案及び交付に係る関係書類
	交付決定を要しない負担金のうち法律、政令、省令、条例又は規則に基づき支出するもの及び講習会、研究会等の参加費その他これに類する経費	支出の決定をするとき。	支出しようとする額	
	交付決定を要しない負担金のうち申込み又は契約を締結するもの(法律、政令、省令、条例又は規則に基づき支出するもの及び講習会、研究会等の参加費その他これに類する経費を除く。)	申込みをするとき又は契約を締結するとき。	申込金額又は契約金額	申込書案又は契約書案
	交付決定を要しないその他の負担金、補助金及び交付金	請求のあったとき。	請求のあった額	請求書の写し
	交付決定を要する補助金及び交付金	交付の決定をするとき。	交付を要する額	申請書、交付決定通知書の案及び交付に係る関係書類
20 扶助費	現品購入に係るもの	契約を締結するとき。	契約金額	見積書又は算出基礎を明らかにした書類及び契約書案
	その他の扶助費	交付の決定をするとき。	交付を要する額	交付を明らかにした書類
21 貸付金		貸付けの決定をするとき。	貸付けを要する額	申請書、貸付決定書案、契約書案及び算出基礎を明らかにした書類
22 補償、補填及び賠償金		補償、補填又は賠償の決定をするとき。	補償、補填又は賠償を要する額	契約書案その他内容を明らかにした

				書類
23 償還金、利 子及び割引 料		償還等の決定をする とき。	償還等を要する額	請求書の写しその 他内容を明らかに した書類
24 投資及び 出資金		払込み又は出資の決定 をするとき。	払込み又は出資を要する 額	申請書又は申込書 案、契約書案その他 内容を明らかにし た書類
25 積立金		積立ての決定をする とき。	積立てを要する額	算出基礎を明らか にした書類
26 寄附金		寄附の決定をするとき。	寄附を要する額	申請書又は申込書 案その他内容を明 らかにした書類
27 公課費		納入の通知を受けたと き又は納付の決定をす るとき。	納入通知金額又は納付を 要する額	納入通知書の写し 又は算出基礎を明 らかにした書類
28 繰出金		繰出しの決定をする とき。	繰出しを要する額	算出基礎を明らか にした書類

備考

- 1 支出の決定をするとき、請求のあったとき又は交付の決定をするときをもって整理時期とする支出負担行為で、これに基づいて法第235条の5に規定する期限までに支出等をすべき経費に係るものについては、当該期限までの間において当該支出等に先立って支出負担行為として整理することができるものとする。
- 2 集中調達に係る経費(契約書を作成し、又は請書を徴することを要するものを除く。)の支出負担行為として整理する時期は、支出の決定をするときとする。
- 3 法第209条に定める各会計内及び会計間での支出(他会計への繰出金を除く。)に係る支出負担行為として整理する時期は、支出の決定をするときとする。
- 4 この表に定める時期に支出負担行為として整理することが困難又は適当でない認められるときは、支出負担行為担当者は出納機関と協議の上、別に支出負担行為として整理する時期等を定めることができる。

別表第3(第50条関係)

区分		支出負担行為として整理する時期	支出負担行為の範囲	支出負担行為に必要な主な書類
資金前渡	第61条第1項ただし書に規定する経費	支出の決定をするとき。	資金の前渡を要する額	
	その他の経費	資金の前渡をするとき。	資金の前渡を要する額	算出基礎及び内容を明らかにした書類
過年度支出		過年度支出を行うとき。	過年度支出を要する額	算出基礎及び内容を明らかにした書類
誤払金等の戻入		戻入のあったとき。	戻入のあった額	算出基礎及び内容を明らかにした書類
継続費又は債務負担行為		継続費又は債務負担行為を行うとき。	継続費又は債務負担行為の額	算出基礎及び内容を明らかにした書類

備考 継続費又は債務負担行為に基づく支出負担行為済のもの翌年度以降における歳出予算に基づく支出負担行為として整理する時期は、それぞれ当該経費に係る歳出予算の配当のあったときとし、当該歳出予算に基づく支出負担行為の範囲は、当該経費に係る歳出予算の配当のあった額とするものとする。

附 則

その規則は、平成22年4月1日から施行する。

和歌山県規則第35号

和歌山県会計職員に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県会計職員に関する規則の一部を改正する規則

和歌山県会計職員に関する規則（昭和39年和歌山県規則第27号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「出納室等」を「会計課等」に改め、同条第1項中「出納局出納室」を「会計局会計課」に、「「出納室」」を「「会計課」」に、「出納局総務事務集中課」を「会計局総務事務集中課」に改め、同条第2項中「出納室長又は」を削る。

第7条中「出納室」を「会計課」に改める。

第9条見出し中「出納室等」を「会計課等」に改め、同条

農業大学校就農支援センター	所長
---------------	----

別表第1農林水産総合技術センター（農林水産総合技術センターに設置する機関を除く。）の項中「総務課長」を

農林水産総合技術センター分室	事務長
----------------	-----

別表第1農林水産総合技術センター農業試験場の項中「農林水産総合技術センター農業試験場」の次に「（暖地園芸

農林水産総合技術センター農業試験場暖地園芸センター	副所長
---------------------------	-----

別表第1農林水産総合技術センター暖地園芸センターの項、ふるさと定住センターの項及び就農支援センターの項を削る。

別表第2の1の項及び別表第3の3の項中「出納室」を「会計課」に改める。

別表第4の1の項中「出納室」を「会計課」に、「男女共生社会推進センター」を「男女共同参画センター」に、「和歌山産業技術専門学院」を「和歌山産業技術専門学院 農林水産総合技術センター」に、「大成高等学校 青陵高等学校 和歌山第二工業高等学校」を「青陵高等学校」に改め、同表4の項中「紀中県税事務所 農林水産総合技術センター」を「紀中県税事務所」に改め、同表5の項中「日高振興局 就農支援センター」を「日高振興局」に改め、同表8の項中「ふるさと定住センター 串本高等学校 串本古座高等学校 古座高等学校」を「串本古座高等学校」に改める。

附 則

第1項各号列記以外の部分及び第11号から第13号までの規定中「出納室」を「会計課」に改め、同条第2項第1号中「第27条総務事務集中課の項第1号」を「第29条総務事務集中課の項第1号」に改め、「この項において」を削る。

第11条第2項第1号中「及び支出」の次に「（伊都振興局地域振興部の主幹（会計担当）の職にある出納員にあっては、農業大学校の軽易な支出に伴うものを除く。）」を加え、同項第3号中「支払」の次に「（伊都振興局地域振興部の主幹（会計担当）の職にある出納員にあっては、農業大学校の軽易な支出に伴うものを除く。）」を加える。

第13条中「出納局長、出納室」を「会計局長、会計課」に改める。

第14条第2項第1号中「出納局長」を「会計局長」に改める。

別表第1男女共生社会推進センターの項中「男女共生社会推進センター」を「男女共同参画センター」に改め、同表農業大学校の項中「農業大学校」の次に「（就農支援センターを除く。）」を加え、同項の次に次のように加える。

「企画課長」に改め、同項の次に次のように加える。

センターを除く。）」を加え、同項の次に次のように加える。

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第8号

和歌山県教育委員会社会教育主事の派遣に関する規則を廃止する規則を次のように定める。

平成22年3月30日

和歌山県教育委員会委員長 宮 永 健 史

和歌山県教育委員会社会教育主事の派遣に関する規則を廃止する規則

和歌山県教育委員会社会教育主事の派遣に関する規則（昭和49年和歌山県教育委員会規則第2号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第9号

和歌山県教育委員会事務局等の職員の職の設置に関する

規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年3月30日

和歌山県教育委員会委員長 宮 永 健 史

和歌山県教育委員会事務局等の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

和歌山県教育委員会事務局等の職員の職の設置に関する規則（昭和33年和歌山県教育委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号から第18号までを次のように改める。

- (4) 所長
- (5) 室長
- (6) 副課長
- (7) 副所長
- (8) 副室長
- (9) 主幹
- (10) 教育企画員
- (11) 総括人事主事
- (12) 総括課長補佐
- (13) 課長補佐
- (14) 室長補佐
- (15) 班長
- (16) 分室長
- (17) 専門員
- (18) 主任人事主事

第2条中第25号を第27号とし、第19号から第24号までを2号ずつ繰り下げ、第18号の次に次の2号を加える。

- (19) 人事主事
- (20) 政策推進員

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第10号

和歌山県教育庁組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年3月30日

和歌山県教育委員会委員長 宮 永 健 史

和歌山県教育庁組織規則の一部を改正する規則

和歌山県教育庁組織規則（平成15年和歌山県教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項を次のように改める。

2 前項に規定するもののほか、次の表の左欄に掲げる課の中に同表の右欄に掲げる室を置く。

生涯学習課	人権教育推進室
学校指導課	特別支援教育室

第5条第4号を次のように改める。

(4) 児童手当及び子ども手当の支給に関すること。

第6条中「一人一人」を「一人ひとり」に改め、同条第7号中「及び第6号」を削り、同条の次に次の1条を加える。
第6条の2 人権教育推進室においては、生涯学習課の所掌事務のうち、前条第3号に掲げる事務を所掌する。

第7条第6号及び第7号を削り、同条第8号中「体力開発センター」を「和歌山県立体育館、和歌山県立武道館、体力開発センター」に改め、同号を同条第6号とし、同条第9号を同条第7号とする。

第8条中第11号を削り、第12号を第11号とする。

第9条の次に次の1条を加える。

第9条の2 特別支援教育室においては、学校指導課の所掌事務のうち、前条第7号及び第8号に掲げる事務を所掌する。

第18条第5項を次のように改める。

5 この規則中課及び課長に関する規定は、室及び室長にそれぞれ準用する。

第21条の次に次の3条を加える。

（教育支援事務所）

第22条 管内の公立幼稚園及び公立小中学校における教育の充実及び推進、一人ひとりの学びを実現する生涯学習の振興、人権教育の推進その他の教育庁の事務の一部を処理させるため、別表に掲げる教育支援事務所を置く。

第23条 教育支援事務所に所長その他必要な職員を置く。

2 所長は、教育支援事務所の事務を総括し、所属職員を指揮監督する。

第24条 教育支援事務所の所掌事務及び事務に関しては、教育長の定めるところによる。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第22条関係）

名 称	位 置	管 轄 区 域
紀北教育支援事務所	橋本市	橋本市 紀の川市 岩出市 伊都郡
紀中教育支援事務所	御坊市	有田市 御坊市 有田郡 日高郡
西牟婁教育支援事務所	田辺市	田辺市 西牟婁郡
東牟婁教育支援事務所	新宮市	新宮市 東牟婁郡

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第11号

和歌山県教育センター学びの丘規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年3月30日

和歌山県教育委員会委員長 宮 永 健 史

和歌山県教育センター学びの丘規則の一部を改正する規則

和歌山県教育センター学びの丘規則（平成17年和歌山県教育委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号を削り、同条第7号中「公立の学校（幼稚園を含む。）の教育指導及び」を削り、同号を同条第6号とし、同条第8号を同条第7号とする。

第3条中 「教育指導課
基本研修課
専門研修課
生涯学習支援課」
を 「基本研修課
専門研修課」
に改め

る。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第12号

和歌山県教育委員会教職員倫理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年3月30日

和歌山県教育委員会委員長 宮 永 健 史

和歌山県教育委員会教職員倫理規則の一部を改正する規則

和歌山県教育委員会教職員倫理規則（平成20年和歌山県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第6号を次のように改める。

(6) 利害関係者から書面による出席依頼を受け職務として出席し、又は多数の者が出席する式典、総会その他の催物において、利害関係者から飲食物の提供を受けること。

第6条第2項に次の1号を加える。

(8) 自己の費用を負担し、かつ、公正な職務の執行に対する県民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、利害関係者と共にゴルフをすること。

第10条の見出しを「（利害関係者と共に飲食又はゴルフをする場合の届出）」に改め、同条第1号を次のように改める。

(1) 利害関係者から書面による出席依頼を受け職務として出席し、又は多数の者が出席する式典、総会その他の催物において、利害関係者と共に飲食をするとき。

第10条に次の1項を加える。

2 教職員は、自己のゴルフに要する費用について利害関係者の負担によらないで利害関係者と共にゴルフをする場合において、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、届出書（別記第3号様式）により、倫理監督責任者に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事情によりあらかじめ届け出ることができなかったときは、事後において速やかに届け出なければならない。

(1) 私的な関係がある利害関係者と共にゴルフをする場合

(2) 市町村職員又は県が資本金その他これに準ずるものを出資している法人及び職員を派遣すること等により県と密接な関係を有する法人のうち、別表に定めるものの役員若しくは従業員と共にゴルフをする場合

別記第2号様式中「第10条の」を「第10条第1項の」に改める。

別記第3号様式を別記第4号様式とし、別記第2号様式の次に次の1様式を加える。

別記第 3 号様式 (第 10 条関係)

年 月 日

届 出 書

倫理監督責任者 様

所属

職氏名

印

和歌山県教育委員会教職員倫理規則第10条第2項の規定による利害関係者とのゴルフについて、次のとおり届け出ます。

日 時 ・ 場 所	
相手方 (利害関係者) の 所属・役職・氏名	
職員の職務との具体的 関連等	
利害関係者以外の者の 有無・人数・職業	無・有 (名) 同席者の職業 : ()

注 職員の職務との具体的関連の欄には、和歌山県教育委員会教職員倫理規則第2条第5項第1号から第8号までに規定する具体的な事務を記入するとともに、届出日現在における権限の行使状況を記入すること。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第409号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小豆島船所線

区 間	新 旧 の 別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル
和歌山市六十谷字南加納田300番3地先から同市六十谷字柳原114番2地先まで	旧	5.55 } 21.80	356.60	有功天王線との重複区間 L=161.50
同上	新	11.90 } 21.80	349.70	有功天王線との重複区間 L=161.50

和歌山県告示第410号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

路線名 小豆島船所線

供用開始の区間 和歌山市六十谷字南加納田300番3地先から同市六十谷字柳原114番2地先まで

供用開始の期日 平成22年3月30日

訓 令

和歌山県訓令第25号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

和歌山県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県公印規程の一部を改正する訓令

和歌山県公印規程（昭和42年和歌山県訓令第43号）の一

部を次のように改正する。

第12条中「出納室長」を「会計課長」に改める。

別表知事印（会計用）の部、知事職務代理者副知事印（会計用）の部及び知事職務代理者印（会計用）の部中「出納室長」を「会計課長」に改め、同表知事室長印の部中「広報室長」を「広報課長」に改め、同表危機管理監印の部中「課室の長」を「課の長」に改め、同表監察査察監印の部中「監察査察室長」を「監察査察課長」に改め、同表会計管理者印の部中「出納室長」を「会計課長」に改め、同表課室長印（課に附置する室の室長の印を含む。）の部及び課室印（課に附置する室の印を含む。）の部中「課に附置する」を「課の中に置く」に改め、同表農林水産総合技術センターの部農林水産総合技術センター所長印の項中「農林水産総合技術センター所長」を「農林水産総合技術センター所長 農林水産総合技術センター分室事務長」に改め、同部農業試験場長印の項の次に次のように加える。

農業試験場暖地園芸センター所長印	"	"	農業試験場暖地園芸センター所長
------------------	---	---	-----------------

別表農林水産総合技術センターの部暖地園芸センター所長印の項を削り、同部農林水産総合技術センター印の項中「農林水産総合技術センター所長」を「農林水産総合技術センター所長 農林水産総合技術センター分室事務長」に改め、同部農業試験場印の項の次に次のように加える。

農業試験場暖地園芸センター印	"	"	農業試験場暖地園芸センター所長
----------------	---	---	-----------------

別表農林水産総合技術センターの部暖地園芸センター印の項を削る。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

和歌山県訓令第26号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

和歌山県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

和歌山県職員安全衛生管理規程（昭和54年和歌山県訓令第32号）の一部を次のように改正する。

第34条第3項を同条第4項とし、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、定期健康診断個人票については、人事課職員厚生室において電磁的記録により全職員分を一括して保管することとする。

別表第1の1の項中「第30条第1項」を「第31条第1項」に改め、同表3の項中「第164条第2項」を「第164条」に、「試験場等」を「農業試験場等」に改める。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

和歌山県訓令第27号

庁中一般
各 かい

和歌山県会計事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県会計事務決裁規程の一部を改正する訓令

和歌山県会計事務決裁規程（昭和62年和歌山県訓令第15号）の一部を次のように改める。

第3条（見出しを含む。）中「出納局長」を「会計局長」に改める。

第4条見出し中「出納室等」を「会計課等」に改め、同条中「出納室」を「会計課」に改める。

第5条（見出しを含む。）中「出納室」を「会計課」に改める。

第8条第1項及び第2項中「出納局長」を「会計局長」に改め、同条第4項中「出納室」を「会計課」に改める。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

和歌山県訓令第28号

庁中一般
各 かい

和歌山県保管有価証券取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県保管有価証券取扱規程の一部を改正する訓令

和歌山県保管有価証券取扱規程（昭和39年和歌山県訓令第10号）の一部を次のように改める。

別記第1号様式及び別記第5号様式中

出納局長	出納 (室長(課
------	-------------

員(副室長(副課長))を「会計局長(課)出納員(副課長)」に改

める。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

会計管理者訓令

和歌山県会計管理者訓令第1号

庁中一般
各 かい

和歌山県つり銭用資金取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年3月30日

和歌山県会計管理者 雑 賀 忠 士

和歌山県つり銭用資金取扱規程の一部を改正する訓令

和歌山県つり銭用資金取扱規程（平成17年和歌山県出納長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第8条中「出納室長」を「会計課長」に改める。

第10条第1項中「増減」を「減額」に改める。

第11条第2項中「出納室長」を「会計課長」に、「出納室又は」を「会計課又は」に改める。

別記第4号様式備考2中「出納室長」を「会計課長」に改める。

別記第7号様式中「出納長」を「会計管理者」に改める。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。